

証券コード 4415  
2024年3月11日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区太融寺町5番15号  
梅田イーストビル9階  
株式会社ブロードエンタープライズ  
代表取締役社長 中西良祐

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>  
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、内容をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブロードエンタープライズ」又は「コード」に当社証券コード「4415」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

ご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午後1時（受付開始午後0時30分）  
※ 開催時間が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
2. 場 所 大阪府大阪市北区堂山町3-3  
日本生命梅田ビル 5階 AP大阪梅田東  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第24期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類  
報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記（1頁）の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。



# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（自2023年1月1日至2023年12月31日）の我が国経済におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、内需及びインバウンド需要の回復など、社会経済の持ち直しの動きがみられました。その一方、国際情勢不安や円安の進行による物価上昇など、景気動向についてもいまだ予断を許さない状況が続いております。

当社を取り巻く業界として、賃貸業界では、空室問題が依然として大きな課題となっており、マンション共用部、専有部ともに付加価値向上による差別化は、入居率向上の重要な要素となっております。

その中でインターネットに繋がるデバイス（IoTデバイス）の増加や動画サービス・モバイル端末の品質向上・需要増加に伴うデータ使用量の増加により、住戸のインターネット環境の需要、また、特殊詐欺グループ等による強盗事件に起因し、住戸の防犯意識が高まり、既築物件に対する防犯カメラの設置や、オートロック・インターホンの新設、リニューアルの需要が続いております。

このような情勢の下、当社では各事業で新規顧客・販売代理店の獲得、管理会社との提携・既存顧客との連携強化を推し進めると同時に、サービス品質向上に努め、マンションオーナー様のキャッシュフロー最大化を目指してまいりました。

マンション向け高速インターネット「B-CUBIC」におきましては、契約期間を撤廃した新たなプラン「B-CUBIC Next」の販売が好調であり、新規顧客・パートナー企業の獲得及び連携強化を推進した結果、受注件数は順調に推移し、今後も引き続き増加するものと考えております。

IoTインターフォンシステム「BRO-LOCK」におきましては、オートロック・インターホンの新設やリニューアル工事を希望する新規顧客の獲得を推進してまいりました。その結果、受注件数、売上は見込み通りに推移したものの、売上高は前年同期比で減少する結果となりました。要因としては、営業活動の主眼を「BRO-ROOM」に置いたことに起因しております。

宅内IoTリノベーション「BRO-ROOM」におきましては、第3四半期より正式に営業活動を開始しました。販売代理店の獲得を主眼に置き、既存の管理会社との連携を強め、拡販に注力してまいりました。その結果、順調に受注を伸ばさせ、主力事業の一つと言えるまでに売上成長しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,957,774千円（前事業年度比32.2%増）、営業利益は507,631千円（前事業年度比75.1%増）、経常利益は363,342千円（前事業年度比188.9%増）、当期純利益は327,914千円（前事業年度比321.7%増）となりました。

なお、当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資（無形固定資産含む）の総額は14,346千円であります。主なものは、通信サービス提供のための各物件設置設備一式に対するものであります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2020年12月期)	第 22 期 (2021年12月期)	第 23 期 (2022年12月期)	第 24 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	1,588,854	2,500,543	2,992,972	3,957,774
経 常 利 益 (千円)	196,108	536,320	125,780	363,342
当 期 純 利 益 (千円)	135,512	346,700	77,761	327,914
1株当たり当期純利益 (円)	28.42	71.99	13.37	56.02
総 資 産 (千円)	2,049,512	4,455,628	5,640,813	7,279,313
純 資 産 (千円)	454,078	2,122,681	514,745	859,306
1株当たり純資産額 (円)	95.23	366.10	88.13	141.70

(注) 当社は、2021年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

#### ③重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後も賃貸経営における最も大きな課題である空室問題について引き続き社会課題になるとみられる中、マンション付加価値を高めるインターネット環境整備に対する需要の高まりと、生活の利便性向上に繋がるIoTデバイスや管理効率を向上させるDX設備、そして専有部リノベーションへの関心の高まりは継続することが見込まれます。

このような状況の下、当社は、空室問題を起因とするマンションオーナー様の課題を総合的に解決するべく、全戸一括型インターネットサービス「B-CUBIC」、IoTインターフォンシステム「BRO-LOCK」をはじめ、「BRO-ROOM」を営業活動の中心に据え、提供戸数・室数の大幅増加を図ってまいります。

今後もこれらの市場環境と当社の事業経験を最大限に活用して中期的な事業成長と企業価値の向上を実現してまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
インターネットサービス事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・マンション向け高速インターネット『B-CUBIC』の販売</li><li>・IoT (Internet of Things) インターフォンシステム『BRO-LOCK』の販売等</li><li>・宅内IoTリノベーション『BRO-ROOM』の販売</li></ul>

## (6) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

本	社	大阪府大阪市北区
支	社	西日本第一支社：大阪府大阪市北区 東日本第一支社：東京都中央区 東日本第二支社：神奈川県横浜市中区 東海支社：愛知県名古屋市中区 西日本第二支社：福岡県福岡市博多区

## (7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

事業部門の名称	従業員数
コンサルティング事業本部	49 (7)名
施工業務部	52 (8)
総務部、経理部、他	26 (-)
合計	127 (15)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため事業部門別に記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	812,738千円
株式会社みずほ銀行	455,853千円
株式会社紀陽銀行	421,354千円
株式会社りそな銀行	215,200千円
株式会社徳島大正銀行	127,320千円

## 2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,072,000株  
(2) 発行済株式の総数 6,064,400株  
(3) 株主数 2,010名

#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 デ ィ ー ア イ	3,340千株	55.08%
中 西 良 祐	1,042	17.18
吉 岡 裕 之	239	3.94
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	83	1.37
光 通 信 株 式 会 社	72	1.19
柏 木 拳 志	47	0.79
野村信託銀行株式会社（投信口）	47	0.78
株 式 会 社 S B I 証 券	36	0.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （ 信 託 口 ）	35	0.58
水 無 瀬 邦 弘	34	0.56

(注) 持株比率は、自己株式（306株）を控除して算出しております。



### 3. 新株予約権等の状況

#### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2019年12月23日	2020年12月16日	2023年4月14日	
新株予約権の数	20,600個	11,700個	5,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 82,400株 (新株予約権1個につき4株)	普通株式 46,800株 (新株予約権1個につき4株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき4株)	
新株予約権の払込金	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり231円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 132円 (1株当たり 33円)	新株予約権 1個当たり 460円 (1株当たり 115円)	新株予約権 1個当たり 2,224円 (1株当たり 556円)	
権 利 行 使 期 間	2022年1月1日から 2029年12月9日まで	2023年1月1日から 2030年12月9日まで	2023年5月1日から 2033年4月30日まで	
行 使 の 条 件	(注) 2	(注) 2	(注) 3,4	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,475個 目的となる株式数 13,900株 保有者数 3名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 2,500個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 550個 目的となる株式数 2,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 1,950個 目的となる株式数 7,800株 保有者数 3名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2019年12月23日開催の取締役会決議により2019年12月25日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2021年8月12日開催の取締役会決議により2021年8月31日付で普通株式1株

につき2株の割合で株式分割を、2023年11月8日開催の取締役会決議により2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。これらにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「役員の保有状況 目的となる株式数」が調整されております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければなりません。ただし、新株予約権の割当を受けた者が任期満了により退任若しくは定年退職していた場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
3. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員等の地位を有していなければならない。
4. 当社の2023年12月期乃至2027年12月期の5事業年度における、いずれかの連続した2期間の経常利益の合計が、25億円を超えた場合に、本新株予約権を行使することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

名 称	当 社 使 用 人		子会社の役員及び使用人	
	新株予約権の数及び目的となる株式数	交 付 者 数	新株予約権の数及び目的となる株式数	交 付 者 数
第3回新株予約権	1,500個 (6,000株)	3名	一個 (一株)	一名

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中西良祐	
取締役副社長	中西美津代	
常務取締役	上田大介	コンサルティング事業本部長
取締役	金子俊二	
取締役	山口哲央	
取締役	井上北斗	株式会社coromo 代表取締役 株式会社SHV 代表取締役 バイオス株式会社 社外取締役 Angel Bridge Deal-by-Deal Fund6号株式会社 取締役 株式会社シナプスイノベーション 社外取締役 羽田市場株式会社 社外取締役 Animo株式会社 社外取締役 株式会社W TOKYO 社外取締役 glafit株式会社 社外取締役 WHITE CROSS株式会社 社外取締役 株式会社レスタス 社外取締役 株式会社iMAGINE-X 代表取締役 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役
取締役	木村俊雄	
常勤監査役	占部裕二	
監査役	長井完文	長井公認会計士事務所 所長
監査役	村島雅弘	村島国際法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役井上北斗氏及び木村俊雄氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役長井完文氏及び村島雅弘氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役長井完文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役村島雅弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、取締役井上北斗氏及び木村俊雄氏、監査役長井完文氏及び村島雅弘氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これにより、各氏が任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訟費用が補填されます。ただし、補填については限度額を設けており、また、被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は補填対象外としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年3月29日開催の取締役会の決議により定めております。当社の取締役の報酬等は、役位、職責に基づく基本報酬と成果、業績に基づく基本報酬と成果及び当社の業績等を考慮のうえ、株主総会において承認された総額の範囲内であることとしております。決定にあたり、手続きの公正性、透明性及び客観性を確保するため、報酬諮問委員会で審議した結果を、取締役会に答申し、取締役会はその意見を尊重し審議のうえ、報酬のあり方や金額を取締役会決議により決定することとしております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績連動報酬は、最終利益（前事業年度の当期純利益）をベースに、職位ごとに定められた割合を乗じて算定しております。管理部門管掌取締役、社外取締役については適切なコーポレート・ガバナンス維持の観点から、業績連動報酬は付与しないものとしております。

### ③ 非金銭報酬等に関する事項

取締役が業績向上への意欲と士気を一層高めること等を目的として取締役に対し新株予約権を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	108 (7.2)	100 (7.2)	7 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8 (4.8)	8 (4.8)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	117 (12)	109 (12)	7 (-)	10 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬等の総額については、2022年3月30日開催の第22期定時株主総会において、年額

150百万円以内（うち社外取締役分200百万円以内）とすることが、監査役の報酬等の総額については、年額150百万円以内とすることが、それぞれ決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であり、監査役の員数は3名であります。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役長井完文氏は、長井公認会計士事務所の所長であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役村島雅弘氏は、村島国際法律事務所の代表であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井上 北 斗	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	木村 俊 雄	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、上場企業における業務執行の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	長井 完 文	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から経営全般にわたり有用な助言を行っております。
監査役	村島 雅 弘	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から経営全般にわたり有用な助言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、東陽監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,910,078</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,162,135</b>
現金及び預金	1,112,670	買掛金	333,767
売掛金	2,928,538	短期借入金	809,878
商 品	522,104	1年内返済予定の長期借入金	557,161
貯 蔵 品	15,103	未 払 金	92,564
前 渡 金	27,004	未 払 費 用	7,023
前 払 費 用	1,045,967	未 払 法 人 税 等	2,600
そ の 他	268,678	未 払 消 費 税 等	58,274
貸倒引当金	△9,988	前 受 金	3,228,341
<b>固定資産</b>	<b>1,369,234</b>	預 り 金	11,875
<b>有形固定資産</b>	<b>439,016</b>	賞 与 引 当 金	40,800
建 物	37,311	そ の 他	19,849
車 両 運 搬 具	300	<b>固定負債</b>	<b>1,257,871</b>
工具、器具及び備品	401,404	長期借入金	1,068,407
<b>無形固定資産</b>	<b>11,584</b>	アフターコスト引当金	49,660
ソフトウェア	11,395	そ の 他	139,804
そ の 他	189	<b>負債合計</b>	<b>6,420,006</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>918,633</b>	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	11,205	株 主 資 本	<b>858,036</b>
繰延税金資産	719,766	資 本 金	<b>77,759</b>
そ の 他	189,325	資 本 剰 余 金	<b>452,589</b>
貸倒引当金	△1,664	資 本 準 備 金	452,589
<b>資産合計</b>	<b>7,279,313</b>	利 益 剰 余 金	<b>327,914</b>
		その他利益剰余金	327,914
		繰越利益剰余金	327,914
		自 己 株 式	△228
		新 株 予 約 権	1,270
		<b>純資産合計</b>	<b>859,306</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>7,279,313</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

(2023年 1月 1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,957,774
売上原価	2,110,602
売上総利益	1,847,172
販売費及び一般管理費	1,339,540
営業利益	507,631
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	4,964
受取手数料	1,089
その他	1,179
合計	7,242
営業外費用	
支払利息	25,199
支払手数料	60,653
債権売却損	55,659
その他	10,019
合計	151,531
経常利益	363,342
税引前当期純利益	363,342
法人税、住民税及び事業税	2,494
法人税等調整額	32,932
当期純利益	327,914

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社ブロードエンタープライズ  
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川越 宗一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	重松 あき子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードエンタープライズの2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 監査役の意見（異なる監査意見がある場合） 特に無し

## 4. 後発事象（重要な後発事象がある場合） 特に無し

2024年2月16日

株式会社ブロードエンタープライズ 監査役会

常勤監査役 占 部 裕 二 ㊞

社外監査役 長 井 完 文 ㊞

社外監査役 村 島 雅 弘 ㊞

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条(招集の時期)に第2項を新設し、併せて所要の変更を行うものであります。なお、当社は経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。
- (2) 当社の経営体制の強化充実を図るため、現行定款第18条(員数)に定める取締役の員数の上限を6名増員し、9名から15名に変更するものです。
- (3) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆さまのご判断を仰ぐことが可能となるように、取締役の任期を1年以内に短縮することとし、現行定款第20条(任期)について所要の変更を行うものであります。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第42条として新設するほか、同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己株式の取得)を削除し、併せて現行定款第43条(剰余金の配当の基準日)および第44条(配当金の除斥期間)について所要の変更を行うものであります。
- (5) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一章 総則 第1条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第一章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第二章 株式 第5条 (条文省略)</p>	<p>第二章 株式 第5条 (現行どおり)</p>
<p><u>(自己株式の取得)</u></p>	
<p>第6条 <u>当社は取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第9条 (現行どおり)</p>
<p>第三章 株主総会 (基準日)</p>	<p>第三章 株主総会 (定時株主総会の基準日)</p>
<p>第11条 (条文省略) (招集の時期)</p>	<p>第10条 (現行どおり) (招集)</p>
<p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。</p>	<p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に、<u>臨時株主総会は必要があるときに随時、取締役会決議に基づきこれを招集する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 当社は、株主総会を、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第13条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第15条 (現行どおり)</p>
<p>第四章 取締役および取締役会 第17条 (条文省略) (員数)</p>	<p>第四章 取締役および取締役会 第16条 (現行どおり) (員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p>	<p>第17条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 (条文省略) (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第21条～第26条 (条文省略)</p> <p>第五章 監査役および監査役会 第27条～第36条 (条文省略)</p> <p>第六章 会計監査人 第37条～第41条 (条文省略)</p> <p>第七章 計算 第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。 <u>2 前項のほか、取締役会の決議に</u></p>	<p>第18条 (条文省略) (任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>第20条～第25条 (現行どおり)</p> <p>第五章 監査役および監査役会 第26条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第六章 会計監査人 第36条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第七章 計算 第41条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第42条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="370 157 780 399">よって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p data-bbox="470 406 568 435">(新 設)</p> <p data-bbox="273 512 508 541">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="255 548 780 681">第44条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p data-bbox="349 692 772 757">2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p data-bbox="919 157 1191 185">毎年6月30日とする。</p> <p data-bbox="896 406 1319 505">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="821 512 1055 541">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="802 548 1319 681">第44条 配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p data-bbox="896 692 1319 757">2 未払の配当金には利息をつけない。</p>

## 第2号議案 取締役10名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役 中西良祐、中西美津代、上田大介、金子俊二、山口哲央、井上北斗、木村俊雄の各氏が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営体制の強化を図るため3名を増員いたしたく、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	なか にし りょう すけ 中 西 良 祐 (1974年9月21日)	1998年12月 株式会社G・I・N入社 2000年8月 株式会社サンコミュニケーションズ 入社 2000年12月 当社設立 当社代表取締役社長就任 (現任)	4,382,000株
	<b>【選任理由】</b> 中西良祐氏を取締役候補者とした理由は、当社社長として長年にわたり経営全般に携わり、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。		
2	なか にし み つ よ 中 西 美 津 代 (1971年12月24日)	1994年4月 株式会社三宝工業入社 2007年1月 株式会社ビックアップ入社 2011年6月 VOGUE株式会社 代表取締役社長就任 2012年7月 同社合併に伴い当社入社 2017年3月 当社取締役就任 2019年1月 当社取締役副社長就任 (現任)	32,000株
	<b>【選任理由】</b> 中西美津代氏を取締役候補者とした理由は、同氏が培ってきた専門的な経営経験により、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	う え だ だい すけ 上 田 大 介 (1979年12月22日)	2000年 4 月 株式会社山陽地学入社 2000年12月 当社入社 2004年 7 月 当社コンサルティング事業本部長就 任 (現任) 2022年 3 月 当社常務取締役就任 (現任)	18,900株
<p><b>【選任理由】</b> 上田大介氏を取締役候補者とした理由は、同氏が培ってきた専門的な経営経験により、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	かね こ しゅん じ 金 子 俊 二 (1972年 4 月27日)	2006年10月 当社入社 2012年 1 月 当社東日本支社 支社長 2022年 3 月 当社取締役就任 (現任)	11,400株
<p><b>【選任理由】</b> 金子俊二氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまで東日本支社の責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	やま ぐち てつ お 山 口 哲 央 (1978年 7 月13日)	2006年12月 当社入社 2012年 1 月 当社九州支社 支社長 2022年 2 月 当社事業推進室 室長 2022年 3 月 当社取締役就任 (現任)	11,400株
<p><b>【選任理由】</b> 山口哲央氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまで九州エリアの責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6 ※	はた え かず き 畑 江 一 生 (1978年5月17日)	2001年 6月 株式会社アチーブメント入社 2003年12月 当社入社 2020年 1月 当社 経営企画室室長 2022年 4月 当社執行役員 経営企画室 室長	11,400株
<b>【選任理由】</b> 畑江一生氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでコンサルティング事業部及び経営企画室の責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与できると判断し、取締役候補者としたものであります。			
7 ※	やま もと かず お 山 本 和 生 (1978年5月29日)	2000年 4月 株式会社山陽地学入社 2000年12月 当社入社 2019年 4月 当社コンサルティング事業部 東日本 支社支社長 2022年 4月 当社執行役員 提携推進室 室長	18,900株
<b>【選任理由】</b> 山本和生氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまでコンサルティング事業部及び提携推進室の責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与できると判断し、取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
8 ※	わた なべ むね よし 渡 邊 宗 義 (1978年10月10日)	2007年12月 有限責任 あずさ監査法人入社 2015年10月 エレコム株式会社入社 2017年 7月 株式会社ラクス入社 2020年12月 当社入社 2021年 9月 当社 経理部 部長 2022年12月 当社執行役員 経理部 部長	11,000株
	<p><b>【選任理由】</b>  渡邊宗義氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として専門的な見識および経験を有している他、入社以来経理・財務の分野で責任者としてその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。当社の企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化に寄与することができるかと判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
9	いの うえ ほく と 井 上 北 斗 (1980年1月27日)	2004年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 2013年 9月 株式会社coromo 代表取締役就任(現任) 2015年 3月 Intellectual Backyard株式会社 代表取締役就任 2013年11月 株式会社海外事業基盤 取締役就任 2015年 7月 株式会社SHV 代表取締役就任(現任) 2015年10月 Angel Bridge株式会社 代表取締役就任 2016年 2月 バイオス株式会社 社外取締役就任(現任) 2016年11月 IoT Bridge株式会社 (現Angel Bridge Deal-by-Deal Fund6号株式会社) 取締役就任(現任) 2017年 6月 株式会社シナプスイノベーション 社外取締役就任(現任) 2017年12月 羽田市場株式会社 社外取締役就任(現任) 2018年 4月 Angel Bridge株式会社 代表取締役辞任 取締役就任 2018年 6月 株式会社クロスリング 社外取締役就任 2018年 8月 &IDOL株式会社 社外取締役就任 2018年 9月 Animo株式会社 社外取締役就任(現任) 2018年10月 株式会社W TOKYO 社外取締役就任(現任) 2018年10月 glafit株式会社 社外取締役就任(現任) 2018年10月 WHITE CROSS株式会社 社外取締役就任(現任) 2019年 3月 当社社外取締役就任(現任) 2019年 6月 株式会社レスタス 社外取締役就任(現任) 2019年 7月 株式会社IMAGINE-X 代表取締役就任(現任) 2022年 9月 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 社外取締役 (現任)	6,600株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b>                      井上北斗氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社の業務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
10	木村俊雄 (1946年3月10日)	1968年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 1999年6月 伊藤忠商事株式会社 執行役員、常務執行役員、 鉄鋼部門長 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社常務取締役 2003年4月 伊藤忠丸紅テクノスチール株式会社 代表取締役会長 2006年11月 アサヒホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 2009年8月 イノベーショントラスト株式会社 取締役 2013年11月 株式会社海外事業基盤 代表取締役 2014年8月 株式会社大津ガスサービスセンター 代表取締役社長 2017年1月 羽田市場株式会社 取締役 2020年1月 KYCコンサルティング株式会社 非常勤顧問(現任) 2021年1月 フソウホールディングス株式会社 非常勤顧問(現任) 2021年6月 当社社外取締役就任(現任)	一株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>木村俊雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社の業務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 井上北斗氏、木村俊雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 井上北斗氏、木村俊雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって井上氏が5年、木村氏が3年となります。
5. 当社は井上北斗氏、木村俊雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として



届け出ております。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これにより、各氏が任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
7. 当社は、保険会社との間で当社取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告12ページに記載のとおりであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、本総会終結後に迎える当該契約の保険期間満了後も当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 第2号議案の承認が得られた場合の取締役・監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

氏名	当社における現在の地位	当社が貢献を期待する分野							
		企業経営	事業開発	営業戦略 マーケティング	IT・DX	財務会計	法務 コンプライアンス	ESG SDGs	労務 人材開発
中西 良祐	代表取締役	●	●	●	●	●	●	●	●
中西 美津代	取締役	●	●	●	●	●	●	●	●
上田 大介	取締役		●	●	●			●	●
金子 俊二	取締役		●	●	●			●	●
山口 哲央	取締役		●	●	●			●	●
畑江 一生	取締役		●	●	●		●	●	
山本 和生	取締役		●	●	●			●	●
渡邊 宗義	取締役					●	●		●
井上 北斗	社外取締役	●		●			●		
木村 俊雄	社外取締役	●		●			●		
占部 裕二	監査役	●			●	●	●	●	●
長井 完文	社外監査役	●				●	●		
村島 雅弘	社外監査役	●					●		●

### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年3月30日開催の第22期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済状況の変化及び経営体制の強化を図るため取締役を3名を増員することに伴い、取締役の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定していること並びに当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿っていることから、相当であるものと判断しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものとします。

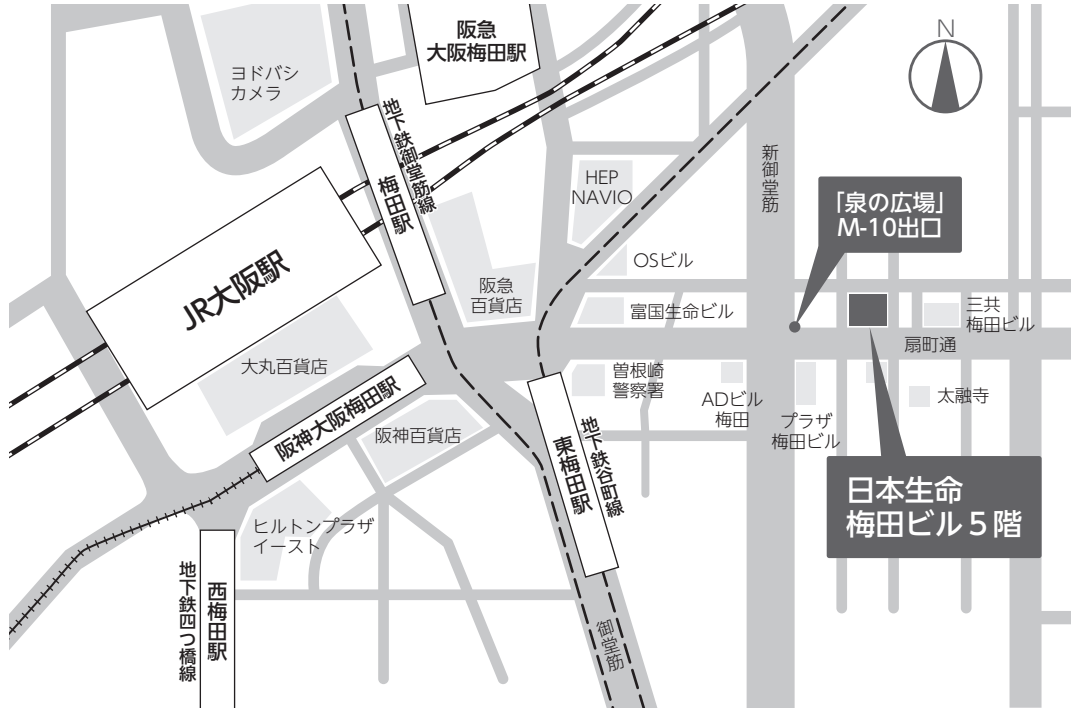
なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）、監査役は3名ありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）、監査役は3名となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市北区堂山町3-3

日本生命梅田ビル 5階 AP大阪梅田東



- 交通
- J R 「大阪駅」 徒歩約10分
  - 地下鉄御堂筋線「梅田駅」 徒歩約8分
  - 阪急「大阪梅田駅」 徒歩約11分
  - 地下鉄谷町線「東梅田駅」 徒歩約7分
  - 阪神「大阪梅田駅」 徒歩約9分
  - 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」 徒歩約12分
- 各駅より地下街ルートを通して「泉の広場」M-10出口をご利用ください。